

○会津坂下町公益通報に対する措置に関する要綱

平成18年12月 1 日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき公益通報をされた場合に町がとるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公益通報窓口)

第3条 町長は、労働者からの法第3条第2号に規定する公益通報及び公益通報に関する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置くものとする。

(通報対象の範囲)

第4条 通報窓口においては、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている場合における通報を受け付けるものとする。

(通報者の範囲)

第5条 通報窓口においては、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付けるものとする。

(受理等の通知)

第6条 町長は、通報を通報窓口において法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、公益通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(調査等)

第7条 町長は、前条の規定により公益通報の受理を決定したときは、当該

公益通報に係る通報対象事実について処分または勧告等をする権限を有する機関に調査を行わせるものとする。

2 調査に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

3 調査を行う機関は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について公益通報者に対し適宜通知するとともに、調査結果は速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(措置の実施)

第8条 各機関は、調査を行った結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

(措置の通知)

第9条 各機関は、前条の措置をとったときは、その内容を適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第24号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第29号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。